

◆ 2022年（令和4年）1月から健康保険法等の一部が改正されました

1. 傷病手当金の支給期間が「通算化」されます

[詳しくはこちら](#)



現在の傷病手当金の支給期間は、支給開始日より起算して1年6ヵ月を超えない期間とされていますが、2022年（令和4年）1月からは、治療と仕事の両立の観点から、より柔軟な所得保障を行うことが可能となるよう、支給開始日より通算して1年6ヵ月となります。

2. 任意継続被保険者の「任意脱退」が可能となります

[詳しくはこちら](#)



任意継続被保険者の資格喪失事由に「任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を保険者（ジェイティ健保）に申し出た場合、その申出が受理された日の属する月の翌月1日に資格喪失ができるようになります。

3. 出産育児一時金「支給額」が変更となります

[詳しくはこちら](#)



産科医療補償制度における掛金の見直しに伴い、産科医療補償制度対象外の分娩施設で令和4年1月1日に出産した分より、404,000円から408,000円に変更となります。
なお、産科医療補償制度加入の分娩については、現行と変わらず42万円となります。